

デジタルインフラ整備基金助成事業 公募要領

水底線路陸揚局整備事業および水底線路整備事業

(国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置) 関係

(総務省デジタルインフラ整備基金 (特定電気通信施設等整備推進基金補助金)

間接補助事業者 公募要領)

令和7年4月8日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

(総務省 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 基金設置法人)

1 公募の概要

総務省「国際海底ケーブルの多ルート化によるデジタルインフラ強靱化事業」は、我が国の通信ネットワークの強靱化や国際的なデータ流通のハブ機能強化のための国際海底ケーブルの多ルート化に対する支援を行う事業です。

本事業では、デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）を財源として、デジタルインフラ整備を行う民間事業者（民間事業者の連携主体（助成金にかかる事務の処理をその代表となる民間事業者に委託して実施することを約した複数の民間事業者をいう。）を含む。以下「民間事業者等」という。）に助成を行います。

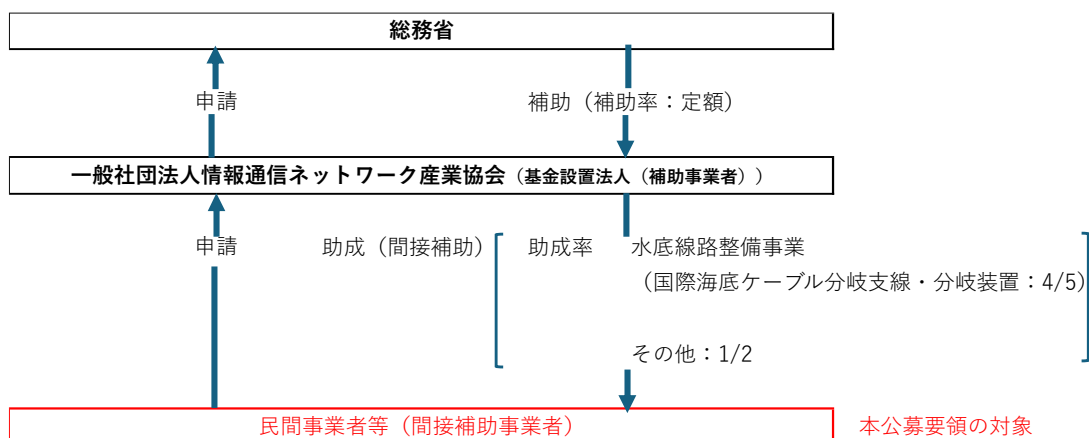
今般、水底線路陸揚局整備事業、水底線路整備事業（国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置）について、助成金の交付を受ける民間事業者等（間接補助事業者）を公募します。

なお、本公募対象の国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置と組み合わせる目的以外の水底線路陸揚局整備事業、および、水底線路整備事業（国内海底ケーブル）は今回の対象外であり、これらの事業は、後日別途公募する予定です。

2 申請に当たって

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和4年1月21日総基デ第3号）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程及びデジタルインフラ整備基金助成事業実施マニュアル 特定電気通信施設整備事業、水底線路陸揚局整備事業、水底線路整備事業関係 第2.0版に定めるほか、本公募要領の規定に基づき水底線路陸揚局整備事業、水底線路整備事業（国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置）の実施に必要な経費の一部を民間事業者に対し助成します。

3 事業スキーム



4 公募する事業

民間事業者等が、特定の地域等にデジタルインフラを設置等するものです。今回公募では、水底線路陸揚局整備事業、水底線路整備事業（国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置）を対象とします。

今回公募対象の国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置と組み合わせる目的以外の水底線路陸揚局整備事業、および、水底線路整備事業（国内海底ケーブル）は今回公募の対象外です。

5 今回公募に係る予算

100億円

なお、一箇所の陸揚局に係る助成金の上限は、通算で40億円です。

また、予算の範囲内で助成額を調整する場合があります。

6 応募資格

- ① 法人格を有していること。
- ② 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

なお、最終的に助成金の交付を受ける者と異なる者が応募する場合は個別に基金設置法人と調整すること。

7 公募の詳細

詳細は、デジタルインフラ整備基金助成事業実施マニュアル 特定電気通信施設整備事業、水底線路整備事業、水底線路陸揚局整備事業関係 第2.0版を確認すること。

（1）公募期間

令和7年4月8日（火）～令和7年5月16日（金）正午（※）

※ 期日は日本時間とし、必着とします。

（2）申請方法

電子メール又は基金設置法人が指定する大容量ファイル転送システム等による電子データ提出

（3）提出先及び問い合わせ先

基金設置法人（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）のウェブサイト内にあるウェブフォームを経由して、御連絡ください。

URL：https://www.ciaj.or.jp/infra/sci_02

8 助成金の支払い

基金設置法人から、間接補助事業者としての採択の内示を受けた民間事業者等は、交付申請書を基金設置法人に提出し、基金設置法人から交付の決定を受けた後に、間接補助事業を開始できます。間接補助事業が完了した後、間接補助事業者は、基金設置法人に事業完了の報告をします。基金設置法人による経理の検査を通じて助成金の額が確定した後、精算払いにより助成金が交付されます。

9 スケジュール（予定）

- 公募 : 令和7年4月8日（火）～5月16日（金）正午
- 審査 : 令和7年5月中旬～6月中旬
- 間接補助事業者の採択(内示) : 令和7年6月下旬
- 交付申請、交付決定通知書の交付 : 令和7年6月下旬以降
- 間接補助事業の開始 : 交付決定通知書の交付後

※交付決定日以降に発生する経費のみが、助成対象となります。

10 審査

審査は応募書類に基づいて行います。追加資料の提出を求める場合があります。

11 留意事項

- ① 応募書類は、助成事業の実施に必要な範囲で使用します。応募書類を郵送で提出した場合は、返却いたしません。使用後は、基金設置法人において廃棄します。（電子媒体で提出された場合も同様）
- ② 応募書類は、基金設置法人において審査し、間接補助事業者を採択（内示）することとします。不採択の者にも、その旨連絡をしますが、不採択の理由は開示いたしません。また、不採択の理由についてのお問い合わせには回答いたしません。
- ③ 応募者は、審査の結果に従うものとします。
- ④ 応募書類が評価基準に合致する場合であっても、不採択になる場合があります。
- ⑤ 応募のため及び応募書類作成のために生じた費用は、採択・不採択を問わず、基金設置法人は負担せず、また、助成金の交付の対象となりません。
- ⑥ 交付決定日以前に発生した経費は助成対象となりません（基金の使途として認められません）。
- ⑦ 応募書類は日本語に限ります。
- ⑧ 助成事業に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意いただきます。